

吳市教育委員会議題  
(令和5年3月23日定例会)

吳市教育委員会



1 概要

令和4年度（4月1日～令和5年3月15日まで）

発生した学校	臨時休業を 実施した学校	陽性となった 学校関係者
小 2,155 校	小 358 校	児童 4,467 名
中 1,223 校	中 159 校	生徒 2,192 名
高 95 校	高 19 校	教職員 435 名
延べ 3,473 校	延べ 536 校	計 7,094 名

2 学校の対応について

※学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2022.4.1 Ver. 8）」のレベル1の行動基準に基づき対応

(1) 基本的な感染症対策の徹底

- ・「三つの密」の回避
- ・人と人との距離の確保
- ・マスクの適切な着用
- ・手洗い等の手指衛生
- ・換気
- ・発熱等の場合には、登校・出勤しない。

(2) 学校行事については、できる限りの感染症対策を講じた上で実施



教議第17号

呉市教育委員会職名及び辞令式規則の一部を改正する規則の制定について

呉市教育委員会職名及び辞令式規則の一部を改正する規則を次のように定める。

呉市教育委員会職名及び辞令式規則の一部を改正する規則

呉市教育委員会職名及び辞令式規則（昭和46年呉市教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表（第6条，第7条，第9条関係）			別表（第6条，第7条，第9条関係）		
異動の種類		異動用語記入方法	異動の種類		異動用語記入方法
種類	意味		種類	意味	
1 採用	現に職員の職に就いていない者を新たに職員に任命する場合（出向により任命権者を異にする他の機関から異動してきた職員をその職員に任命する場合を含む。）をいう。	(1) ～ (5) 略 (6) 会計年度任用職員（法第22条の2第1項第2号に掲げる職を有する者をいう。）に採用する場合 「呉市教育委員会会計年度任用職員に採用する 期間は〇〇年〇〇月〇〇日までとする 報酬月額 （日額，時間額，勤務1回）〇〇円を支給する 〇〇課（学校）に勤務させる」 ただし，職種が事務以外	1 採用	現に職員の職に就いていない者を新たに職員に任命する場合（出向により任命権者を異にする他の機関から異動してきた職員をその職員に任命する場合を含む。）をいう。	(1) ～ (5) 略 (6) 会計年度任用職員（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。）に採用する場合 「呉市教育委員会会計年度任用職員に採用する 期間は〇〇年〇〇月〇〇日までとする 報酬月額 （日額，時間額，勤務1回）〇〇円を支給する 〇〇課（学校）に勤務させる」 ただし，職種が事務以外

の者については、職名の後に（ ）書で職種名を付す。

(例) 呉市教育委員会  
会計年度  
任用職員  
(非常勤講師)  
呉市教育委員会  
会計年度  
任用職員  
(給食調理員)

(7) 臨時的任用職員(法第22条の3第4項前段の規定により任用した職員、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成30年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第6条第1項第2号の規定により任用した職員をいう。以下同じ。)に採用する場合  
「〇〇に臨時的に任用する期間は〇〇

の者については、職名の後に（ ）書で職種名を付す。

(例) 呉市教育委員会  
会計年度  
任用職員  
(非常勤講師)  
呉市教育委員会  
会計年度  
任用職員  
(給食調理員)

(7) 臨時的任用職員(法第22条の3第4項又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成30年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第6条第1項第2号の規定により任用される職員をいう。以下同じ。)に採用する場合  
「〇〇に臨時的に任用する期間は〇〇

		年〇〇月〇〇日 までとする 給料月額〇〇円を支給する」
略		
3 1 勤務延長	勤務延長（法第28条の3第1項の規定により職員を引き続いて勤務させることをいう。以下同じ。）を行う場合をいう。	「勤務延長する期限は〇〇年〇〇月〇〇日までとする」
3 2 勤務延長の期限延長	法第28条の3第2項の規定により勤務延長の期限を延長する場合をいう。	「勤務延長の期限を〇〇年〇〇月〇〇日まで延長する」
3 3 再任用	再任用（法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により職員を採用することをいう。以下同じ。）を行う場合をいう。	「呉市教育委員会主事（技師）〇〇職給料表〇級（週〇時間勤務）に再任用する 任期は〇〇年〇〇月〇〇日までとする」
3 4 再任用の任期更新	法第28条の4第2項（法第28条の5第2項又は第28条の6第3項において準用する場合を含む。）の規定により再任用の任期を更新す	「再任用の任期を〇〇年〇〇月〇〇日まで更新する」

		年〇〇月〇〇日 までとする 給料月額〇〇円を支給する」
略		
3 1 勤務延長	勤務延長（法第28条の7第1項の規定により職員を引き続いて勤務させることをいう。以下同じ。）を行う場合をいう。	「勤務延長する期限は〇〇年〇〇月〇〇日までとする」
3 2 勤務延長の期限延長	法第28条の7第2項の規定により勤務延長の期限を延長する場合をいう。	「勤務延長の期限を〇〇年〇〇月〇〇日まで延長する」
3 3 定年前再任用	定年前再任用（法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用することをいう。以下同じ。）を行う場合をいう。	「呉市教育委員会主事（技師）〇〇職給料表〇級（週〇時間勤務）に定年前再任用する 任期は〇〇年〇〇月〇〇日までとする」
3 4 削除	削除	削除

	る場合をいう。	
略		
36 退職	任用期間の満了（再任用の任用期間の満了を含み、臨時的任用の期間の満了を除く。）、呉市職員の定年等に関する条例（昭和59年呉市条例第2号）の規定による定年又は勤務延長の期限の到来により職を退く場合をいう。	(1) 任用期間の満了による退職の場合 「（再任用の）任期の満了により退職（退職手当〇〇円を支給する）」 (2)・(3) 略
略		

略		
36 退職	任用期間の満了（定年前再任用の任用期間の満了を含み、臨時的任用の期間の満了を除く。）、呉市職員の定年等に関する条例（昭和59年呉市条例第2号）の規定による定年又は勤務延長の期限の到来により職を退く場合をいう。	(1) 任用期間の満了による退職の場合 「（定年前再任用の）任期の満了により退職（退職手当〇〇円を支給する）」 (2)・(3) 略
略		

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年呉市条例第22号）付則第12条に規定する暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、改正後の呉市教育委員会職名及び辞令式規則（以下「新規則」という。）を適用する。この場合において、新規則の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる新規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

別表第33 項種類の欄	定年前再任用	暫定再任用
別表第33 項意味の欄	定年前再任用（法第22条の4第1項又は第22条の5第1項	暫定再任用（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項

別表第33 項異動用語 記入方法の 欄	定年前再任用する	暫定再任用する
別表第34 項種類の欄	削除	暫定再任用の任期更新
別表第34 項意味の欄	削除	改正法附則第4条第3項（改正法附則第5条第5項，第6条第3項又は第7条第5項において準用する場合を含む。）の規定により暫定再任用の任期を更新する場合をいう。
別表第34 項異動用語 記入方法の 欄	削除	「暫定再任用の任期を〇〇年〇〇月〇〇日まで更新する」

（提案理由）

地方公務員法の一部改正により再任用制度が廃止され，定年前再任用制度が新設されることに伴い，所要の規定の整備及び引用条項の整理をするため，この規則案を提出する。

## 議案資料 呉市教育委員会職名及び辞令式規則の一部を改正する規則の制定について

### 1 改正の趣旨

地方公務員法の一部改正により再任用制度が廃止され、定年前再任用制度が新設されることに伴い、所要の規定の整備及び引用条項の整理をするため、この規則案を提出するものです。

### 2 改正の内容

呉市教育委員会が交付する辞令書について、次のように改めます。

- (1) 会計年度任用職員及び臨時的任用職員の採用並びに定年後の勤務延長について、引用条項の整理をします。
- (2) 再任用についての規定を、定年前再任用についての規定に改めます。
- (3) 再任用制度が廃止され、令和13年度末の定年年齢の段階的な引上げ完了時まで、暫定再任用制度に移行することについて、経過措置として必要となる読替規定の整備をします。

### 3 施行期日

令和5年4月1日

教議第18号

呉市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

呉市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

呉市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則の一部を改正する規則

呉市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則（平成19年呉市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(教育長に委任する事務)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号及び第4条第1項各号に掲げる事務並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定により呉市長の補助機関たる職員に補助執行させる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10)委員会の附属機関の委員の委嘱等に関すること。</p> <p>(11)～(19) 略</p> <p>2 略</p> <p>(教育長に専決させる事務)</p>	<p>(教育長に委任する事務)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号及び第4条第1項各号に掲げる事務並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定により呉市長の補助機関たる職員に補助執行させる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10)委員会の附属機関（以下「附属機関」という。）の委員（<u>学校運営協議会の委員を除く。</u>）の委嘱等に関すること。</p> <p>(11)～(19) 略</p> <p>2 略</p> <p>(教育長に専決させる事務)</p>
<p>第4条 次の各号に掲げる事項に関する事務は、教育長に専決させる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>呉市情報公開条例（平成11年呉市条例第1号）及び呉市個人情報保護条例（平成19年呉市条例第2号）</u>に関すること。</p> <p>(8)～(10) 略</p> <p>(11)<u>委員会の附属機関への諮問</u>に関すること。</p> <p>(12)～(15) 略</p>	<p>第4条 次の各号に掲げる事項に関する事務は、教育長に専決させる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>附属機関の委員（学校運営協議会の委員に限る。）の委嘱等に関すること。</u></p> <p>(8) <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び呉市情報公開条例（平成11年呉市条例第1号）</u>に関すること。</p> <p>(9)～(11) 略</p> <p>(12)<u>附属機関への諮問及び附属機関の運営</u>に関すること。</p> <p>(13)～(16) 略</p>

## 付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## (提案理由)

個人情報関係の法改正等に対応するとともに、学校運営協議会の委員の委嘱等及び附属機関の運営について教育委員会と教育長の職務権限を整理して事務の改善を図るため、この規則案を提出する。

議案資料 呉市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則の一部を改正する  
規則の制定について

1 改正の趣旨

個人情報関係の法改正等に対応するとともに、学校運営協議会の委員の委嘱等及び附属機関の運営について教育委員会と教育長の職務権限を整理して事務の改善を図るため、この規則案を提出するものです。

2 改正の内容

- (1) 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う呉市個人情報保護条例の廃止により、関係する箇所の規定を改めます。
- (2) 学校運営協議会の委員の委嘱等について、教育長に専決させるものとします。
- (3) 教育委員会の附属機関の運営について、教育長に専決させるものとします。

3 施行期日

令和5年4月1日

